

【ポスター発表】

知的障害者の自立生活を支える権利擁護の観点及び内容
—権利擁護システムのモデル構築に向けての課題提起—

○ 和歌山大学 古井 克憲 (5149)

キーワード：知的障害者、自立生活、権利擁護

1. 研究目的

日本は 2014 年に国連障害者の権利条約に批准した。批准に向け、障害者基本法が改正され、障害者虐待防止法、障害者差別解消法が制定されている。障害者総合支援法でも各福祉サービスで利用者の日常生活での権利擁護が重視されている。本研究では、知的障害者の権利擁護に焦点を当て、その観点と内容について明らかにし、課題について考察する。

2. 研究の視点および方法

法律及び先行文献の分析を通して、第1に知的障害者に対する権利擁護の観点を抽出する。第2に、現状の福祉サービス機関及びサービス利用過程を参考に、図のように権利擁護システムを捉え、各構成要素における権利擁護の内容について整理する。

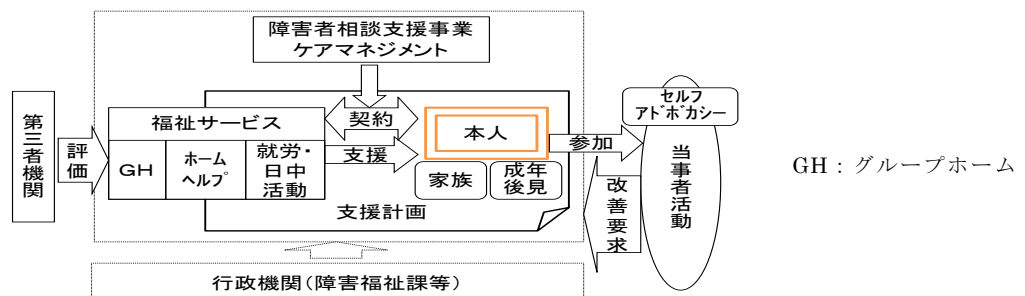


図. 知的障害者の自立生活を支える権利擁護システム

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針に則って研究を実施した。

4. 研究結果

(1) 知的障害者の権利擁護の観点

法律の内容や先行研究（渡辺 2000 等）の分析より、知的障害者の権利擁護として重要な観点は下記 4 点に整理できた。

- ① 尊厳あるケア：障害者虐待防止法等で定められているように、家族やサービス従事者などから虐待や不適切な対応を受けず、人として安心・安全に生活できるようケアされること。

- ②障害者本人の参画・自己決定の尊重：ケアマネジメントといった福祉サービス利用過程や、権利擁護システムに本人が参画すること。また、本人の自己決定が尊重されること。
- ③プライバシーの尊重：障害者の個別性が尊重され、プライバシーが守られること。また、個人情報保護されていること。利用者どうしが互いの権利を尊重していること。
- ④障害のない者との平等：国連障害者の権利条約にあるように、合理的配慮によって、差別されず、障害のない者と平等に社会参加する機会があり、生活が保障されること。

(2) 権利擁護システム各構成要素における権利擁護の観点の内容

表. 権利擁護システム各構成要素における権利擁護の観点の内容

	①尊厳あるケア	②本人の参画・自己決定の尊重	③プライバシーの尊重	④障害のない者との平等
障害者相談支援事業所	・地域の福祉サービスの実態把握 ・苦情、虐待の対策	・ケアマネジメントへの本人参画・決定の尊重	・相談員による個人情報の保持及び適切な使用	・QOLの向上を目指すケアマネジメントの実施 ・差別事例への対応
GH事業所	・世話人への権利擁護に関する指導 ・会議でのケアの振り返り ・苦情、虐待の対策	・支援計画への本人参画・決定の尊重 ・食事や外出、金銭管理等への本人の参与・決定の尊重	・世話人による個人情報の保持及び適切な使用 ・居住者同士のプライバシーの尊重	・障害者用のみではなく地域住民が利用する資源の利用 ・十分な生活費 ・差別事例への対応
就労・日中活動支援事業所	・職員への権利擁護に関する指導 ・会議でのケアの振り返り ・苦情、虐待の対策	・支援計画への本人参画・決定の尊重 ・利用者が作業を選択する機会の提供	・職員による個人情報の保持及び適切な使用 ・利用者同士による互いの尊重	・利用者に対する適切な賃金 ・転職の機会の提供 ・差別事例への対応
ホームヘルプ派遣事業所	・ヘルパーへの権利擁護に関する指導・研修の実施 ・会議でのケアの振り返り ・苦情、虐待の対策	・食事や外出、金銭管理等への本人の参与・決定の尊重	・ヘルパーへの個人情報の保持の指導	・障害者用のみではなく地域住民が利用する資源の利用 ・差別事例への対応
第3者機関	・福祉サービスの質の管理・監督 ・苦情、虐待の対策	・利用者の意見を聞く機会と利用者の意見の反映	・第3者委員による個人情報の保持及び適切な使用	・障害のない者の生活水準との比較による評価 ・差別事例への対応
当事者活動機関	・福祉サービスや行政への改善要求	・当事者の意見を聴く機会とそのため工夫	・当事者同士による互いの尊重	・障害のない者の生活水準との比較による評価 ・差別事例への対応
成年後見人（または保佐人、補助人）	・福祉サービスの質の管理・監督 ・意向を尊重した法的手続と財産管理 ・苦情、虐待の対策	・障害者本人の意見を聞く機会と利用者の意見の反映	・後見人による個人情報の保持及び適切な使用	・障害のない者の生活水準との比較による評価 ・差別事例への対応
行政機関（障害福祉課等）	・福祉サービスの質の管理・監督 ・苦情、虐待の対策	・障害者本人の意見を聞く機会と利用者の意見の反映	・職員による個人情報の保持及び適切な使用	・障害のない者の生活水準との比較による評価 ・差別事例への対応

5. 考 察

①尊厳あるケアのあり方については、虐待事件を契機に検討されているが、虐待や不適切な対応の予防を含め、さらなる検討が必要である。②本人の参画・自己決定の尊重については、支援計画作成からの本人の参画、サービス評価、当事者活動組織によるセルフ・アドボカシーの内容は十分明らかにされていない。現状では、障害者どうしによる③プライバシーの尊重、及び権利侵害の予防についても十分な検討がなされていない。近年、入所施設や親元からの自立生活が進められているが、単なる居住場所の移動ではなく、④障害のない者との平等という視点から、障害者が自立生活をしているかも考察することが重要である。以上より、今後は、上の表で示したように、権利擁護システムの各構成要素における権利擁護の内容を包括して捉え、かつ本人や家族の高齢化を見据え成年後見制度の利用も見通したシステムの体制整備について詳細な検証をする必要がある。